

<杉浦弁護士から質問>

成年後見選挙権の違憲判決の控訴期限が28日なのですが、政府ではその対応を苦慮しているということなのです。

3月23日の朝日新聞によれば 控訴すれば非難を浴びそうで懸念するが控訴しないと、法改正が間に合わず、選挙事務が混乱するということなのです。

そこで、成年被後見人の選挙権剥奪の法律が改正されていなくても、選挙権を回復させる方法について考えていましたが、元最高裁判所判事の泉徳治さん（元弁護士）から、下記のようなメールをいただきました、

裁判所が違憲審査をしたことの意味は、最高裁判所も地裁・高裁も変わりませんので、東京地裁の判断を受けて、国は「憲法違反の法律を執行する義務はない（憲法73条1号の対象とならない）。」ということになります。

.....

<泉徳治さんから回答>

尊属殺重罰規定の死文化について、検察庁と裁判所との間に、取り決め等はありません。法務省・検察庁の判断で、死文化したのです。

今回、控訴しないが、法改正が間に合わない場合、政府の扱いとしては、次の二つが考えられます。

◆第1の扱い

政府には、憲法違反の法律を執行する義務はない（憲法73条1号の対象とならない）。政府は、法改正を待たず、成年被後見人を選挙人名簿に登録し、選挙人として選挙事務を行う。もともと成年者には選挙権があるのだから、当然である。

◆第2の扱い

東京地裁の原告の方のみ、選挙人名簿に登録し、選挙人として扱うが、原告以外の成年被後見人は、法改正ができるまで、選挙人として扱わない（法改正を待って、選挙人として扱う）。

いずれの取扱いをするにせよ、控訴する必要はない。

勿論、第1の扱いが相当だと思いますが、ヨーロッパのように、一律剥奪に代えて一部剥奪の法改正をするという選択もあるのであるから、上記のように簡単には言うわけにはいかない、という考え方もあるでしょう。

しかし、選挙権はもともとすべての成年者にあるわけで、まずは、第1の扱いをして、一部制限するというのであれば、そういう法改正が出来てから一部制限をすればよい、というべきでしょう。